

伊丹市立サンシティホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立サンシティホールの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市昆陽池 2 丁目 1 3 番地

名 称 公益社団法人伊丹市シルバー人材センター

代表者 理事長 柳田 尊正

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

昭和 5 5 年 1 0 月 1 日

2 資産の総額

2 2 3 , 1 1 3 , 6 3 2 円

3 構成員数

役員数 1 4 名 (理事 1 2 名, 監事 2 名)

職員数 1 5 名

会員数 2 , 6 6 9 名

4 目的

定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況，当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。5(4)から(6)までにおいて同じ。）に係る就業の機会を確保し，及びこれらの者に対して組織的に提供する等，その就業を援助して，生きがいの充実，社会参加の促進を図ることにより，高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。

5 事業

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高年齢者に対する就業相談の実施
- (4) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
- (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）もしくはその能力を活用して行う業務に係る就業（兵庫県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭

和 4 6 年法律第 6 8 号) 第 3 9 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。) への職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施

(6) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業